

# 消防本部からのお知らせ

## うるま市消防団 石川岳登山道訓練を実施

春休みや行楽シーズン前の2月24日、うるま市消防団が複雑な地形で形成された石川岳登山道において登山道訓練を実施しました。

訓練には、消防団員27名が参加し事故や災害が発生した際に迅速かつ的確な行動が行えるよう進入経路の確認を行い、登山道を立体的に理解することができました。また、各地区の消防団員同士の連携を深めることができました。

消防団では、今後も実践的な訓練を継続し、地域住民の安全・安心の確保のために日々邁進してまいります。



訓練に参加した消防団のみなさん

警防課  
☎975-2006  
予防課  
☎975-2119

### 【消防団員募集】

うるま市消防団では、新規の消防団員を募集しています。

詳しくは、消防本部警防課までお問い合わせください。

うるま市消防本部 警防課

☎975-2006

### 原子力艦防炎活動資機材 取扱い訓練を行いました

3月5日、平成24年度沖縄振興特別推進交付金事業で整備した原子力艦防炎活動資機材の取扱い訓練を石川消防署で実施しました。

訓練は、市の防災係と基地対策係の担当職員を講師に招き「地域防災計画について」及び「原子力艦寄港に伴う現状と課題について」の講義の後、資機材の取扱い訓練を実施しました。

うるま市は、横須賀市及び佐世保市とならび、国内に3か所しかない米海軍原子力艦の寄港地ホワイトビーチがあることから、消防本部においては、これからも関係部局と連携を密にしながら市民の安全・安心の確保のため訓練に努めてまいります。



### 消防用設備等 点検報告について

消防設備等は、いついかなる場合に火災が発生しても確実に機能を発揮するものでなければならぬので、日ごろの維持管理が十分に行われることが必要です。

消防法により消防用設備等を設置することが義務づけられている防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、その設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。

#### 【点検の種類と期間】

- ・ 機器点検（6か月に1回以上）
- ・ 総合点検（1年に1回以上）

#### 【報告期間】

- ・ 特定防火対象物は1年に1回報告
- ・ 非特定防火対象物は3年に1回報告

※一定の規模の防火対象物は消防設備士又は消防設備点検資格者による点検が必要です。

詳しくは、消防本部予防課までお問い合わせください。

うるま市消防本部 予防課

☎975-2119

### 【火災予防上の命令を受けている対象物】

昨年11月7日（水）に沖縄ターミナル株式会社の屋外タンク貯蔵所から原油漏洩事故が発生したことと、その他の屋外タンク貯蔵所においても不良箇所が確認されました。

このことにより本市は、火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その旨の命令を下記のとおり発令しましたのでお知らせします。なお、この公示は消防法に基づき行っています。

#### 命令を受けている危険物製造所等

命令を受けた者	うるま市与那城平安座6483番地 沖縄ターミナル株式会社 代表取締役社長 三溝 芳春
施設の所在地	うるま市与那城平安座6483番地
施設 の 名 称	屋外タンク貯蔵所
事 項	原油を貯蔵する浮き屋根式特定野外タンク貯蔵所において、タンク本体及び浮き屋根の修理等について命令したものである。
命 令 年 月 日	・ 平成24年12月27日 ・ 平成25年2月18日

※この上記した内容は、掲載時に改善され、命令が解除されている場合があります。